

不適正経理の再発防止に向けた対策〈概要〉

1 物品調達手続の透明化の推進

①物品発注手続の明確化

- ・発注の際の所属長による事前承認の徹底
- ・発注書等の書面による発注依頼の徹底
- ・契約書として運用している標準仕様の見積書のあり方の見直し

②物品調達の適正な受注ルールの整備

- (ア)事業者対応のルールづくり・「物品等の専決調達事務に伴う業者等対応マニュアル」の策定
- (イ)事業者への物品調達に関するルールの周知啓発
- (ウ)内部検査等に対する事業者への協力要請・検査時の帳簿類の情報提供等

2 物品等の納品立会及び検査の確実な実施の確保

①事業者から徴収した納品書の活用等

- ・事業者の納品書による検査調書の作成（標準仕様の納品書兼検査調書の見直し）

②納品立会及び検査の徹底

- ・納入物件と納品書等の複数の職員による照合確認の徹底

3 内部牽制機能（検査等）の充実・強化

①外部有識者もメンバーに加えた特別内部検査の実施

②抜き打ち検査等、内部統制機関によるチェック機能強化

- ・事業者の帳簿類等との照合確認や聞き取りなどを実施

③自主監査、相互監査の強化

- ・自主監査における契約事務に関するチェック実施の必須化等

4 再発防止策の実効性を担保するための方策

①職員への意識啓発の徹底

- (ア)再発防止策を周知徹底するための職場研修
- (イ)各種研修での意識啓発の徹底
- (ウ)経理処理に関する相談体制の充実

②不正な事務執行に関する事業者からの通報制度の創設（9月1日より実施）

- ・事業者に対して、白紙の支払関係書類の提出など職員から不適切な事務処理の要求があった場合に、事業者からの通報窓口を設置。窓口については市外部の第三者への委託を検討
- ・故意又は過失により不適正な事務処理に関与した事業者に対する契約制限

③適切なジョブ・ローテーションの徹底

5 今後の検討課題

①物品調達に関する発注状況等のモニタリングの仕組み

- ・物品等の発注状況に関して所属においてモニタリング、情報共有できるシステム構築に向け検討

②物品調達のあり方

- ・他自治体での取組みなども参考に、より公正かつ効率的な物品調達のあり方について検討